輸出国における検疫措置を必要とする植物に係る輸入検疫実施要領(平成 10 年 3 月 30 日付け 10 農産第 2122 号農産園芸局長通達) の一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

(目的及び定義)

第1 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 次の植物は前項の植物(規則別表1の2に掲げる地域に おいて栽培されたものを除く。)と同等物とみなすものとす る。

TE.

案

改

- (1) (略)
- (2)規則別表1の2の10の項、19の項<u>及び</u>21の項の植物の欄に掲げる種子であって、これらの項に掲げる地域において 栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究及び品種特性試験 の用途に供する少量のもの。

(3) (略)

 $6 \sim 8$ (略)

9 規則別表1の2の1の項から9の項まで及び11の項から18の項までの植物の欄に掲げる生植物並びに規則別表2の2の6の項から12の項まで、15の項、18の項、19の項、21の項、32の項及び43の項の植物の欄に掲げる生植物であって、試験管、フラスコ等の中で無菌的に培養かつそれらに封入され、これまでの項に掲げる検疫有害動植物が付着しない状態で輸入される植物は、検疫措置要求植物に該当しないものとする。

10 (略)

第2~第5 (略)

(目的及び定義)

第1 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 次の植物は前項の植物(規則別表1の2に掲げる地域に おいて栽培されたものを除く。)と同等物とみなすものとす る。

行

現

- (1) (略)
- (2)規則別表1の2の10の項、19の項<u>から</u>21の項<u>まで及び23</u> <u>の項</u>の植物の欄に掲げる種子であって、これらの項に掲げ る地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究及 び品種特性試験の用途に供する少量のもの。

(3) (略)

 $6 \sim 8$ (略)

9 規則別表1の2の1の項から9の項まで及び11の項から18の項までの植物の欄に掲げる生植物並びに規則別表2の2の6の項から12の項まで、15の項、18の項、19の項、21の項及び32の項の植物の欄に掲げる生植物であって、試験管、フラスコ等の中で無菌的に培養かつそれらに封入され、これまでの項に掲げる検疫有害動植物が付着しない状態で輸入される植物は、検疫措置要求植物に該当しないものとする。

10 (略)

第2~第5 (略)

(輸入禁止)

から(3)までの植物が輸入された場合は、法第9条第3項 に基づきこれを廃棄するものとする。ただし、当該植物が法 第7条第1項ただし書に基づき農林水産大臣の許可を得た ものである場合には、「輸入禁止品に関する農林水産大臣の 輸入許可手続実施要綱」(平成10年3月30日付け10農産第 2441号農産園芸局長通達)により取扱う。植物防疫官は、第 3の確認の結果、第2の要求事項を満たしている旨の追記 がなされたことを確認した場合、規程に基づき輸入検査を 行う。

第7・第8 (略)

別記1 (第2関係)

規則別表1の2に掲げる植物に関する輸出国への要求事項

/元月17/13X 1 V2 Z (C14)() 3/101/0	に因りる制山国・砂安水争気
検疫対象有害動植物	要求事項
1~13 (略)	(略)
14 <u>Bretziella fagacearum</u>	(略)
(ナラ類しおれ病菌)	
15~19 (略)	(略)
20 <u>削除</u>	<u>削除</u>

(輸入禁止)

第6 植物防疫官は、第1の4項の植物又は第1の5項の(1) 第6 植物防疫官は、第1の4項の植物又は第1の5項の(1) から(3)までの植物が輸入された場合は、法第9条第2項 に基づきこれを自ら廃棄し、又はこれを所持している者に 対して廃棄を命ずるものとする。ただし、当該植物が法第7 条第1項ただし書に基づき農林水産大臣の許可を得たもの である場合には、「輸入禁止品に関する農林水産大臣の輸入 許可手続実施要綱」(平成10年3月30日付け10農産第2441号 農産園芸局長通達)により取扱う。植物防疫官は、第3の確 認の結果、第2の要求事項を満たしている旨の追記がなさ れたことを確認した場合、規程に基づき輸入検査を行う。

第7・第8 (略)

別記1 (第2関係)

規則別表1の2に掲げる植物に関する輸出国への要求事項

検疫対象有害動植物	要求事項
1~13 (略)	(略)
14 <u>Ceratocystis fagacearum</u>	(略)
(ナラ類しおれ病菌)	
15~19 (略)	(略)
20 <u>Pantoea stewartii subs</u>	採種用の親植物につい
p. stewartii (トウモロコ	て、媒介昆虫の防除が十分
シ萎ちょう細菌病菌)	<u>に行われたほ場で栽培さ</u>
	れ、生育最盛期に栽培地検
	査を行って本細菌の発生が
	ないことを確認し、その旨

21・22 (略)	(略)
23 <u>削除</u>	<u>削除</u>
24 (略)	(略)

別記2 (第2関係)

規則別表2の2に定める基準の実施に関する輸出国への要求事 項

検疫対象有害動植物	要求事項
1~41 (略)	(略)
42 Bretziella fagacearum	培養資材及び根回りの被
(ナラ類しおれ病菌)	覆の用に供する資材につい
	て、71℃以上で 75 分間以上
	の熱処理を受けたことを処
	理した日付とともに検査証
	明書の所定の欄に記載し、
	かつ、当該熱処理を実施し
	て本菌に侵されていないこ

	<u>を検査証明書に追記すること。</u>
21・22 (略)	(略)
23 <u>Broad bean true mosaic</u> virus (ソラマメトゥルー モザイクウイルス)	採種用の親植物について、媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培さ
	れ、生育最盛期に栽培地検査を行って本ウイルスの発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記することを
24 (略)	<u>ること。</u> (略)

別記2 (第2関係)

規則別表2の2に定める基準の実施に関する輸出国への要求事 項

検疫対象有害動植物	要求事項
1~41 (略)	(略)
(新設)	(新設)

	とを検査証明書に追記する こと。			
43 Pantoea stewartii subsp. stewartii (トウモロコシ萎ちよう細菌病菌)		(新設)	(新設)	
	本細菌に侵されていないことを確認すること。と。(ア)親植物の検定は、無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について			

<u>行うこと。</u>

(イ) 種子の検定は、 輸出までに、国際種 子検定協会が定める 国際種子検査規程の 抽出方法に準拠した 方法で同一の荷口単 位から無作為に抽出 した 460 粒について、 最大 100 粒ずつ行う こと。

なお、同一の荷口 単位に含まれる種子 が 4,600 粒未満の場 合、当該荷口単位に 含まれる種子数の 10%を抽出し検定に 供すること。

(2) テオシント及びトウモロコシの生植物について

次のいずれかの措置を 行って本細菌に侵されて いないことを確認し、そ の旨を検査証明書に追記 すること。

ア 媒介昆虫の防除が十

分に行われたほ場で栽培され、生育最盛期に 栽培地検査を行って本細菌の発生がないことを確認すること。

- イ 生育期間中又は輸出 前までに、同一の荷口 単位から無作為に抽出 した植物及び病徴の疑 われる植物について、 PCR 法等の適切な遺伝 子的手法による検定を 行って本細菌に侵され ていないことを確認す ること。
- (3) サトウキビ属植物の 生植物について

次のいずれかの措置を 行って本細菌に侵されて いないことを確認し、そ の旨を検査証明書に追記 すること。

ア 媒介昆虫の防除が十 分に行われたほ場で栽培され、生育最盛期に 栽培地検査を行って本細菌の発生がないこと

44 Broad bean true mosaic virus (ソラマメトゥルー モザイクウイルス)	を確認すること。 イ 生育期間中に、同一 の荷口単位から無作為 に抽りした植物及がに対象では一方のでは、PCR法等の適切な遺伝を行って、PCR法等に対するによるに変すること。 (1)種子についの措置をされて、とを確明をですが、では、とのでは、とをではないには、では、では、では、では、では、では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は		(新設)	(新設)		
---	---	--	------	------	--	--

等の適切な血清学的手 法による検定を行って 本ウイルスに侵されて いないことを確認する こと。

- (ア) 親植物の検定は、無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について行うこと。
- (イ) 種子の検定は、 輸出までに、国際種子検定協会が定める 国際種子検査規程の 抽出方法に準拠した 方法で同一の荷口単位から無作為に抽出 した 4,600 粒につい て、最大 100 粒ずつ 行うこと。

なお、同一の荷口 単位に含まれる種子 が 46,000 粒未満の場 合、当該荷口単位に 含まれる種子数の 10%を抽出し検定に 供すること。

1	(a) 4 th the 12 all 2		
-	(2) 生植物について		
	次のいずれかの措置を		
	行って本ウイルスに侵さ		
	れていないことを確認		
	し、その旨を検査証明書		
	に追記すること。		
	ア 媒介昆虫の防除が十		
	分に行われたほ場で栽		
	培され、生育最盛期に		
	栽培地検査を行って本		
	ウイルスの発生がない		
	ことを確認すること。		
	<u>イ</u> 生育期間中又は輸出		
	前までに、同一の荷口		
	単位から無作為に抽出		
	した植物及び病徴の疑		
	われる植物について、		
	ELISA 法等の適切な血		
	清学的手法による検定		
	を行って本ウイルスに		
	侵されていないことを		
	確認すること。		
	·		

附則

この改正は、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令(令和4年農林水産省令第18号)の施行の日から施行する。